インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託仕様書

１ 業務委託名称

インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託

２ 業務の目的

林業は、社会に木材を届ける産業であり、先人が植えて育ててきた森林を伐採し、未来へ引き継ぐために森林を育てる。

また、森林は、陸域で最大の生物種の宝庫であり、土砂災害を防ぎ、水を貯え、炭素を貯蔵することから、森林を育てる林業は、環境面からも期待されている。

森林からの恩恵を将来にわたって享受するためには、林業の担い手の活躍が重要となるが、山梨県内の林業の担い手は顕著な減少傾向が続き、新規就業者の確保が喫緊の課題となっている。

一方で林業は、日常生活においてその仕事内容を目にする機会が少なく、情報発信力が不足している。このため、林業の社会的意義や職業としての魅力をイメージしづらい状況にある。

本業務は、インフルエンサーが山梨の森林や林業の魅力に迫るツアーを体験し、ＳＮＳを活用して体験動画を発信することで、県内の森林で働く魅力を伝え、県内外からの本県林業への就業希望者の拡大を図ることを目的とする。

３ 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

４ ターゲット層

①県内外に在住の 20 代～40 代の男女（県内の林業事業体の一般的な募集対象として）

②県内外に在住の中高生及びその保護者（県立農林大学校森林学科の募集対象として）

５ 委託業務概要

（１）全般事項

２名のインフルエンサー（Ａ、Ｂ）を起用し、インフルエンサーが県内の林業を視察する体験動画を制作するための撮影現場を企画運営する。

動画内容は、林業の役割、作業現場、作業状況等を取り上げ、林業の社会的意義や職業としての魅力を伝えるものとする。

インフルエンサーが制作した動画は、インフルエンサーが所有するアカウントのＳＮＳ、または所有するアカウントのＳＮＳから県公式アカウントへの誘導等により公開する。動画公開にあたっては、幅広な視聴者の再生回数を獲得するための取り組みを併せて

行うものとする。

動画公開から一定期間が経過した時点、業務完了の時点の双方で、公開動画の再生回数及び主要指標（いいね数、コメント数等）について、県へ報告する。

（２）撮影現場の運営

視察先は、県が推奨する林業現場、林業関係施設のほか、受託者の任意により選定して撮影行程を企画調整し、その内容について、撮影前に県の承諾を受けるものとする。

視察受け入れ先、インフルエンサーとの日程等の調整、撮影日の天候判断等は、受託者において行うものとする。

撮影には県の担当職員が帯同するものとし、帯同する県職員は、必要に応じてツアーガイド等の役割を担うものとする。

インフルエンサー、参加者の保険料は、保険金額が「障害死亡 2,000 万円以上、入院日額 8,000 円以上、通院日額 5,000 円以上」の要件を満たすことを基本とする。

受託者は、県等の公共機関以外の視察受け入れ先に対し、謝金（１人１日あたり 26,900 円）を支払うものとする。

（３）インフルエンサーＡが制作する動画

シリーズ形式のショート動画とし､林業現場や林業関係施設の視察状況について 4 本、体験ツアー参加状況について 1 本、の計 5 本とする。

シリーズは、林業現場や林業関係施設の視察により林業に対する理解を深め、ツアーで林業を体験する流れを基本とする。

林業現場や林業関係施設の視察状況の動画制作は、ツアー形式での運営とはせず、登場人物はインフルエンサーＡ、視察先関係者を基本とする。

体験ツアー参加状況の動画は、受託者が運営するツアー形式の撮影現場にて撮影する。登場人物は、インフルエンサーＡ、県職員のガイド、受託者が選定した参加者５名程度の計 10 名以内とし、バン等の車両１台で移動して視察先を訪問する。

動画には、県立農林大学校森林学科、山梨県林業労働センター等の就業支援情報の掲載を含めるものとする。

項目	仕様（インスタグラム、TikTok 等を想定）
解像度	幅 1,080　×　高 1,920
画面比率	9：16
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps
動画時間	1 分程度
字幕及び音声	有
作成本数	5 本（1～4 本目は視察先、5 本目はツアー体験）

（４）インフルエンサーＢが制作する動画

長尺動画とし、林業現場や林業関係施設の視察、林業体験や森林散策といった内容を織り交ぜた１日の体験ツアー参加状況について１本を制作する。

動画は、受託者が運営するツアー形式の撮影現場にて撮影する。登場人物は、インフルエンサーＢ、県職員のガイド、受託者が選定した参加者 5 名程度の計 10 名以内とし、バン等の車両１台で移動して視察先を訪問する。

動画には、県立農林大学校森林学科、山梨県林業労働センター等の就業支援情報の掲載を含めるものとする。

項目	仕様（YouTube 等を想定）
解像度	幅 1,920　×　高 1,080
画面比率	16：9
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps
動画時間	15～25 分程度
字幕及び音声	有
作成本数	１本（ツアー体験）

（５）動画公開、再生回数等のレポート作成

全ての動画は、令和 8 年 11 月末までに公開するものとする。ただし、インフルエンサーＡのシリーズ動画の公開は、一定の期間を空けて個々の動画を公開するものとし、最終回の動画を令和 8 年 11 月末までに公開するものとする。

再生回数及び主要指標（いいね数、コメント数等）のレポートは、個々の動画の公開から１ヶ月を経過した時点で作成し、県へ報告するものとする。

また、最終動画の公開から 2 ヶ月を経過した時点で全ての公開動画の再生回数等のレポートを作成し、業務完了報告書に添えて提出するものとする。

６ 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

（１）主任者

① 受託者は、本業務委託を指揮する主任者を配置すること。

② 主任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

③ 主任者は、媒体の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。

④ 主任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

⑤ 主任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
⑥ 主任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、主任者を変更しないこと。
⑧ 受託者は、契約締結後速やかに主任者の氏名等を県に通知すること。

（２）業務従事者

① 業務従事者は、主任者とともに本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。

7 事業報告

（１）事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を、県に提出するものとする。

（２）事業成果の帰属等

委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）等、全ての知的財産に関する権利の帰属先については、業務契約の締結時に、県、受託者、受託者が起用するインフルエンサーの間で協議し取り決めを行うものとする。

8 留意事項

（１）委託業務の遂行に際しては、インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る企画提案公募要項に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。

（２）受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

（３）委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

（４）委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員の監査の対象となる場合がある。監査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から５年間保存しておくこと。

（５）委託業務により知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

9 その他事項

（１）委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせる場合は、事前に県の承諾を得るものとする。

（２）委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

（３）受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は

受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

（４）委託業務において制作したPR資材等の電子データを、県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は、「７．事業報告（２）事業成果の帰属等」によるものとする。

（５）本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

（６）委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。